

沖縄科学技術大学院大学

改善報告書 (1/3)

令和 8 年 7 月 14 日

1. 大学名：沖縄科学技術大学院大学

2. 認証評価実施年度：令和 6 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、退学等の決定を行うに当たり、教授会の代議員会ではない委員会等において審議しているが、教授会が学長に意見を述べていないため、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4-1 について

教授会による学長に対する助言機能について、下記の通り、改善の取組みを実施した。

- 学則を改正し、学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関し、教授会が学長に助言する仕組みを定めるとともに、専門委員会が教授会に代わって学長に対して助言できる体制を整備した。(別添 4-1-1 及び 4-1-2 ご参照)
- 関連規程 (PRP 第 3 章) を改正し、入学者選抜委員会及びカリキュラム審査委員会を教授会に代わる専門委員会として位置付けた。(別添 4-1-3 及び 4-1-4 ご参照)
- 学生の入学、課程の修了及び学位の授与について、各委員会からの助言を受けて学長が最終決定する業務フローを確立した。(別添 4-1-5 ご参照)
- 今回の学則及び関連規程の改正は本年 7 月 1 日に施行され、現行の各委員会は 9 月にあらためて本改正に基づいて専門委員会として設置される予定であるため、新体制下での各専門委員会による学長への助言は、今年度第 3 四半期以降の「学生の入学、学生の修了及び学位の授与」から適用される。
それまでの移行期間中は、暫定的な手続きとして、現行の各委員会の審議結果を踏まえ、教授会の同意を得たうえで、学長に候補者リスト案を提出し、学長が最終承認することとした。(別添 4-1-6 ご参照)

5. エビデンス (根拠資料) 一覧

4-1-1：学則 (改正版) (該当箇所：第 10 条 教授会)

4-1-2：学則改正に係る新旧対照表

4-1-3：PRP 第 3 章 (改正版) (該当箇所：3.4.1 教授会、3.4.4 専門委員会)

4-1-4：PRP 第 3 章改正に係る新旧対照表

4-1-5：学長に対する助言に係る業務フロー

4-1-6：移行期における暫定手続き (決裁例)

沖縄科学技術大学院大学

改善報告書 (2/3)

令和 8 年 7 月 14 日

1. 大学名：沖縄科学技術大学院大学

2. 認証評価実施年度：令和 6 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-2

法人の管理運営に関し、重要な役員報酬等規程や就業規則について、理事会の議決を経ずに改定しているため改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5-2 について

理事会による適正な議決の履行について、下記の通り、改善の取組みを実施した。

- 理事会運営規則第 3 条（決議事項）第 1 項に、第 6 号として「理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更」を新たに規定した。（別添 5-2-1 ご参照）
- 理事会運営規則第 3 条（議決事項）の第 1 項 28 号「法人の組織、職制、人事、給与及び就業等のうち重要な事項」の規定中、『重要な事項』を特定するための細則を制定した。（別添 5-2-1 及び 5-2-2 ご参照）
- 上記改正に基づき、役員報酬等規程及び就業規則の改正に関し、理事会において適正に議決された。（別添 11 及び 12 ご参照）

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：5-2 の資料

5-2-1：理事会運営規則（改正版）（該当箇所：第 3 条決議事項）

5-2-2：理事会の決議事項に係る細則（該当箇所：第 2 条）

5-2-3：理事会議事録抜粋（役員及び評議員報酬等規程に係る決議：（2026 年 2 月第 59 回理事会））

5-2-4：理事会議事録抜粋（理事会の決議事項に係る細則の制定及び就業規則の改正に係る決議（2026 年 2 月第 59 回理事会））

沖縄科学技術大学院大学

改善報告書 (3/3)

令和 8 年 7 月 14 日

1. 大学名：沖縄科学技術大学院大学

2. 認証評価実施年度：令和 6 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

教学マネジメントの機能性及び理事会の機能において、内部質保証の機能性が十分でないため、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 6-3 について

- 「改善意見」で指摘された「教授会による学長への助言機能の改善」については、所管部署である研究科及び教員担当学監オフィスと協議・調整を重ね、必要な制度・手続きの見直しを行うことで適切な実施体制を整備し、教学マネジメント機能の向上を図った。
- 「改善意見」で指摘された「理事会による適正な議決の履行」については、所管部署である学長室及び人事ディビジョンと協議・調整を重ね、必要な制度改正を行うことで、理事会の議決を適正に履行する体制を整備し、理事会機能の向上を図った。
- これらの取組により、「改善を要する点」として指摘された 2 件はいずれも改善され、教学マネジメント機能及び理事会機能の向上を通じて、内部質保証体制の機能強化が図られた。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目：6-3 の資料

基準項目 4-1 及び基準項目 5-2 にて提出した根拠資料をご参照。